

道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメントの実施結果
 【実施期間：令和7年8月9日～令和7年9月7日(30日間)】

(別紙1)

提出件数：計5件

提出意見	国土交通省の考え方
<p>システム障害等によりETCが使えない場合は、わざわざ特定措置をとるのではなく、無料で自由に通行させるべき。</p>	<p>本改正案は、ETC利用率の拡大等の社会情勢の変化を踏まえたETC専用料金所の設置に伴い、誤進入車や非ETC車等のための料金徴収手続を行う施設が設置されている一方で、既定の料金徴収施設の区分に明示的に該当するものがないため、新たに位置づけるものです。 なお、料金を徴収しない車両を定める告示(平成17年国土交通省告示第1065号)第10号の規定により、ETCシステムに障害が発生したこと等により、円滑な料金の徴収が困難となった車両で会社等又は有料道路管理者が料金を徴収することが著しく不適当であると認めるものにつきましては、無料で通行できることとなっております。</p>
<p>新たな機械の配置で過剰な電波が放出されるよりも、「目で見て、脳で考える」事をした方が、この先の未来もまた変わると思います。 逆走した場合、恐怖心をかなり煽るような看板と、もしも逆走してしまった場合の緊急停車場がわかれば、もしもの時の対応もしやすいと思います。 現に、「もしもの逆走」が何度もおきているので、パニックしている時に、冷静な判断が必要です。 過剰な電波干渉よりも、子供達に意見を出してもらい、逆走して進むと「こんな絵が道路に描いてあったら怖くて進めない」等、意見を求めてみてはいかがでしょうか？</p> <p>子供達の言葉を聞くと、気付かなかった発見等結構あります。</p> <p>横断歩道を渡る時だけ押すとランプが光るような仕組みがあると、安心して横断歩道も渡れます。通勤退勤時間帯は、車通りも多いので、大通り以外の場所では渡りたくても怖くて渡れない子供達も結構います。</p>	<p>本改正案は、ETC利用率の拡大等の社会情勢の変化を踏まえたETC専用料金所の設置に伴い、誤進入車や非ETC車等のための料金徴収手続を行う施設が設置されている一方で、既定の料金徴収施設の区分に明示的に該当するものがないため、新たに位置づけるものです。 逆走対策に関するご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>「ETC専用施設」の増加に伴い、ETC非搭載の車が有料高速道路から締め出されている。 また、管理有料高速道路の料金徴収期間が延長され、一般利用者が平時の維持管理費を負担しているにもかかわらず、有料高速道路から締め出されることは不合理である。 したがって、「ETC・特定措置共通施設」を新たに設けではなく、「ETC・一般共通有人施設」を維持すべきである。</p>	<p>高速道路会社においては、ETCを活用することにより、料金所における渋滞の解消や業務の効率化等を図るため、近年のETC利用率の拡大等の社会情勢の変化を踏まえつつ、順次、料金所のETC専用化を進めているところです。 本改正案は、ETC専用料金所の設置に伴い、誤進入車や非ETC車等のための料金徴収手続を行う施設が設置されている一方で、既定の料金徴収施設の区分に明示的に該当するものがないため、新たに位置づけるものです。 ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>特定措置専用施設は高速道路会社等の都合により新設されるもので、誤進入車や非ETC車等が使えないことについては責に帰すべき事由がない。通行車両は、係員による停止すべき旨の指示に従わなく、強行突破しても違法行為ではない。第13条2項4号を削るべきである。</p>	<p>本改正案は、ETC利用率の拡大等の社会情勢の変化を踏まえたETC専用料金所の設置に伴い、誤進入車や非ETC車等のための料金徴収手続を行う施設が設置されている一方で、既定の料金徴収施設の区分に明示的に該当するものがないため、新たに位置づけるものです。 なお、通行方法の規定に反して各施設の通行を行った場合には、運転者は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第59条の規定による罰則の対象となります。 ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>日本の免許証を有しない運転者についても、情報の記録等の手続を経たうえで、後日精算の方法により通行できるか。通行できないなら通行方法を示されたい。</p>	<p>ETC専用料金所においては、誤進入車や非ETC車等について、当該車両の運転者が日本の免許証を有していない場合も含め、情報の記録等の手続を行ったうえで、後日精算の方法により通行させることを想定しております。</p>